

公共下水道使用の手引き

(工場・事業場用)

新居浜市

はじめに

公共下水道は、私たちの生活環境を清潔で快適なものにしてくれるとともに、河川や海の水質を保全するためのなくてはならない施設です。しかし、工場や事業場から有害な物質等を含んだ悪質な下水がそのまま排出されると、下水管を損傷したり下水処理場の機能を著しく低下させるなど悪影響を及ぼし、私たちの生活が脅かされることとなります。

工場や事業場が悪質な下水を排除しようとする場合には、一定の基準値以下に処理してから下水道へ排除しなければなりません。この手引きは、特定事業場及びその他の工場や事業場の皆さんが公共下水道を使用する場合に必要な水質基準や届出内容などについて概要を説明したものです。

1. 特定施設と特定事業場

特定施設とは、人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「水質汚濁防止法施行令別表第1」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設で、「ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2」に掲げられているものをいいます。

また、特定施設を設置している工場や事業場を特定事業場といいます。

特定事業場とその他の工場や事業場とでは届出書類や排水規制が違いますので、皆さんの工場や事業場がどちらに該当するかよく調べてください。

2. 水質基準

工場や事業場が公共下水道へ下水を排除する場合は、一定の基準値(別表参照)以下にしなければ流すことはできません。

(1) 下水の排除の制限による規制(下水道法第12条の2及び下水道条例第8条)

特定事業場の事業主が、①カドミウムやシアンなど人の健康に係る被害を生じるおそれのある物質を含む下水を排除する場合やダイオキシン類を発生しこれを含む汚水若しくは廃液を排出する場合 ②事業場からの排水が日量50m³以上あり、フェノール類や銅又は生物化学的酸素要求量(BOD)など生活環境に被害を生じるおそれのある物質等を含む下水を排除する場合は、水質基準に違反すると直ちに罰則(懲役又は罰金)(下水道法第46条の2)がかかります。

また、水質基準を超えるおそれがあると認められる場合には、下水の処理方法等の改善又は下水道への排除の一時停止(下水道法第37条の3)を命じられることがあります。

(2) 除害施設設置等による規制(下水道法第12条、第12条の2及び下水道条例第9条、10条)

上記の「下水の排除の制限による規制」を受ける者を除き、水質基準を超える下水を排除する場合には、水質基準以下にするよう除害施設を設置するなどの必要な措置をしなければなりません。

この規定に違反すると、下水の水質の改善又は下水道への排除の一時停止を命じられることがあります。(下水道法第38条第1項により第46条)

3. 必要な届出

(1) 公共下水道使用開始(変更)の届出(下水道法第11条の2)

下記の条件に該当する方が下水道を使用しようとする場合は、あらかじめ届出をする必要があります。また、排水量や水質を変更しようとするときも同様とします。

① 排除する汚水の量が最も多い日で、1日50m³以上ある場合又は汚水の量に関係なく「公共下水道使用開始(変更)届を要する水質」に該当する水質の下水を継続して排除する場合。

○ 「様式第4」による「公共下水道使用開始(変更)届」

② 水量、水質が①に該当しない場合。

○ 「様式第5」による「公共下水道使用開始届」

特定施設の届出及び水質基準に関する詳細については、下記にお問い合わせください。

新居浜市上下水道局下水道建設課下水処理場
☎ 0897-34-3410

(2) 特定施設の設置等に関する届出

特定施設の設置等に関する主な届出には、次のようなものがあります。

	届出を必要とする場合	届出の期間	様式
1	特定施設を設置しようとする場合 (下水道法第12条の3第1項)	設置の60日前まで	特定施設設置届出書 (様式第6)
2	ある施設が新しく特定施設となった際、現にその施設を設置(設置工事を行っている場合を含む)している場合 (下水道法第12条の3第2項)	特定施設になった日から30日以内	特定施設使用届出書 (様式第7)
3	特定施設を設置している工場が公共下水道を使用することになったとき (下水道法第12条の3第3項)	使用開始より30日以内	特定施設使用届出書 (様式第7)
4	上記の届出を行った特定施設の構造、使用の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更しようとする場合 (下水道法第12条の4)	変更の60日前まで	特定施設の構造等変更届出書 (様式第8)
5	上記1～3の届出後、氏名、名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、工場又は事業場の名称、所在地を変更した場合 (下水道法第12条の7)	変更した日から30日以内	氏名変更等届出書 (様式第10)
6	上記1～3の届出を行った特定施設の使用を廃止したとき (下水道法第12条の7)	廃止した日から30日以内	特定施設使用廃止届出書 (様式第11)
7	上記1～3の届出を行った特定施設を届出た者から譲り受け、借り受け、相続合併によって承継した場合 (下水道法第12条の8)	承継した日から30日以内	承継届出書 (様式第12)

4. 手続の流れ

工場や事業場からの排水を公共下水道に接続する場合は、排水設備工事計画の届出と特定施設に関する届出を行わなければなりません。(排水設備の申請者は建物又は土地所有者です。また、排水設備工事は新居浜市指定下水道工事店で行ってください。)

○ 新しく特定施設を設置し下水道へ接続する場合

- ・公共下水道使用(変更)開始届の提出
- ・特定施設設置届出書の提出(設置工事の60日前まで)→受理書の交付
- ・井戸水や循環水使用の場合、料金担当と調整
- ・排水設備工事計画に関する届出→排水設備計画(変更)確認通知書の交付
- ・排水設備工事の実施
- ・排水設備の完成に関する届出等の提出(工事完成後5日以内)
- ・完了検査を受ける

○ 特定施設を使用している工場が下水道へ接続する場合

- ・公共下水道使用(変更)開始届の提出
- ・井戸水や循環水使用の場合、料金担当と調整
- ・排水設備工事計画に関する届出→排水設備計画(変更)確認通知書の交付
- ・排水設備工事の実施
- ・排水設備の完了届出書の提出(工事完了後5日以内)
- ・特定施設の設置等の完了届出書の提出(完了日から5日以内)
- ・特定施設使用届出書の提出(下水使用開始より30日以内)
- ・完了検査を受ける

5. その他

(1) 立入検査

公共下水道管理者は、下水道の施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、下水道を使用している工場や事業場に対して、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件の立入検査を行うことができます。

(2) 罰則

次の違反事項に対しては、懲罰などが科せられますので注意してください。

- ① 排除基準を超えた下水を流し、下水の排除の制限規定に違反した場合。
- ② 公共下水道管理者の計画変更命令、施設の改善命令、下水の排除の停止命令などに違反した場合。
- ③ 下水道の使用開始(変更)の届出を怠り、また、虚偽の届出をした場合。
- ④ 特定施設の設置などの届出を怠り、または虚偽の届出をした場合及びこれらの届出にかかわる工事の実施制限規定に違反した場合。
- ⑤ 水質を測定・記録する義務及び報告の義務に違反した場合。